

むさしの一体型カード（むさしのキャッシュカード&VISAカード）規定

1. むさしの一体型カード（むさしのキャッシュカード&VISAカード）

- (1) むさしの一体型カード（むさしのキャッシュカード&VISAカード）（以下「むさしのカード“SPEC”」といいます。）とは、株式会社武蔵野銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金（総合口座取引およびカードローン取引により当座貸越を利用できる普通預金を含みます。）のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、むさしのカード株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカード（ただし、「むさしのVISAカード会員規約」所定の家族会員カードおよびリボルビング払い専用カードは除くものとし）としての機能（「むさしのVISAカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、むさしのカード“SPEC”のカード表面には「MUSASHINO CARD SPEC」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、むさしのVISAカード会員番号、むさしのVISAカード有効期限およびキャッシュカードの普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- (2) むさしのカード“SPEC”におけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、当該むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能の利用代金等を決済する普通預金口座とします。

2. むさしのカード“SPEC”の発行・貸与

- (1) 「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「カードローン取引規定」、「カードローン利用規定」、「カードローンキャッシュカード規定」、「むさしのVISAカード会員規約」、および「むさしのカード“SPEC”（VISA）規定」（以下「本規定」といいます。）を承認のうえ、当行取引店にて、所定の方法により当行および当社にむさしのカード“SPEC”の利用を申込み、当行および当社が認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、当行および当社は、「キャッシュカード規定」および「カードローンキャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）および「むさしのVISAカード会員規約」により発行されるクレジットカード（以下「むさしのVISAカード」といいます。）に代えて、むさしのカード“SPEC”を発行し貸与するものとします。
- (2) むさしのVISAカード会員がむさしのVISAカードとキャッシュカードの一体化によるむさしのカード“SPEC”の発行を申込み、当行および当社がむさしのカード“SPEC”の発行を認めた場合において当該むさしのVISAカード会員が家族会員カード、リボルビング払い専用カード、ボーナス払い専用カードの貸与を受けているときは、当社が承認した場合に限りそれぞれにつき新たなカードを発行し、貸与するものとします。
- (3) 利用者は、むさしのカード“SPEC”を貸与されたときは、直ちに当該むさしのカード“SPEC”の所定の署名欄に自署するものとします。
- (4) むさしのカード“SPEC”の発行業務は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託できるものとします。
- (5) 第1項によりむさしのカード“SPEC”が発行された場合において、既に利用者が当該むさしのカード“SPEC”の普通預金口座におけるキャッシュカードの交付を受けており、かつ当該キャッシュカードの利用からむさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能の利用に切替えることを目的として、当該むさしのカード“SPEC”の申込みを行った場合には、当該キャッシュカードのキャッシュカード機能は、利用者が当該むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード

機能を初めて利用した以後失効し、当該キャッシュカードは無効になるものとします。この場合、利用者は速やかに当該キャッシュカードをハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。

3. むさしのキャッシュカードの発行

- (1) むさしのカード“SPEC”の申込み時に、別途利用者からのキャッシュカード発行申込み等により、当行は、当該むさしのカード“SPEC”の発行に先立ち、当該むさしのカード“SPEC”の普通預金口座におけるキャッシュカードを、事前に発行することがあります。
- (2) 前項の場合、当該キャッシュカードが利用者に交付された後、むさしのカード“SPEC”が利用者に発行・貸与された場合、当該キャッシュカードのキャッシュカード機能は、利用者が当該むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能を初めて利用した以後失効し、当該キャッシュカードは無効となるものとします。この場合、利用者は速やかに当該キャッシュカードをハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。
- (3) 当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行はむさしのカード“SPEC”の申込みの内容にかかわらず、利用者が当行から既にキャッシュカードの発行を受けている場合を除き、新たに当該申込みにかかるキャッシュカードを発行し、利用者の当行届出住所に送付するものとします。

4. むさしのカード“SPEC”の所有権および譲渡等の禁止

- (1) むさしのカード“SPEC”の所有権は、当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとします。
- (2) 利用者は、善良なる管理者の注意をもって、むさしのカード“SPEC”の使用・保管・管理を行うものとします。
- (3) 利用者はむさしのカード“SPEC”を他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与・占有または使用させることはできないものとします。

5. むさしのカード“SPEC”の取扱い

- (1) 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受け等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において、むさしのカード“SPEC”を利用する場合は、むさしのカード“SPEC”表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- (2) 利用者がむさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能のうち「デビットカード取引規定」により定められた機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において、むさしのカード“SPEC”を利用してショッピングを行う場合には、利用者は、むさしのカード“SPEC”を提示の際に、当該むさしのカード“SPEC”のデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能のうち、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に明確に申告するものとします。
- (3) 前2項において、利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等を負担し、また利用者は利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務について、支払い義務を免れないものとします。

6. 有効期限

- (1) むさしのカード“SPEC”の有効期限は、当行および当社が指定するものとし、当該むさしのカード“SPEC”のカード表面に表示した月の末日までとします。
- (2) 当行および当社は、カード有効期限の2ヶ月前までにむさしのVISAカード会員からの退会申出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たなむさしのカード“SPEC”（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。
- (3) 利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前のむさしのカード“SPEC”をハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。

7. 紛失・盗難等

- (1) 利用者は、むさしのカード“SPEC”が紛失・盗難・詐欺・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社それぞれに通知のうえ、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
- (2) 紛失・盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行は当該むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失・盗難等の通知を当社が受けた場合には、当社は当該むさしのカード“SPEC”のクレジットカード機能を停止するものとします。
- (3) 前項にかかわらず、当行または当社のいずれか一方に通知があった場合、当行が任意にキャッシュカード機能を、当社が任意にクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等について、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (4) 利用者は、むさしのカード“SPEC”が紛失・盗難等にあった場合には、第1項に通知のほか、当該むさしのカード“SPEC”の普通預金口座のある当行取引店（以下「当行取引店」といいます。）に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付します。当社は、当行から送付された書面が当社に到着した時に、利用者から当社に対し「むさしのVISAカード会員規約」所定の紛失・盗難等の届出があったものとします。この通知もしくは届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- (5) むさしのカード“SPEC”の紛失・盗難等により生じた損害の処理について、キャッシュカード機能に関わる損害については「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「カードローンキャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については、「むさしのVISAカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

8. 届出事項の変更

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合、または決済口座を変更する場合、利用者は遅滞なく当行取引店に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出した書面の全部または一部については、当行から当社へ送付します。当社は当行から送付された書面が当社に到着した時に、利用者から当社に対し、「むさしのVISAカード会員規約」所定の届出を行ったものとします。
- (2) 前項の届出がないために、むさしのカード“SPEC”または本カード申込に伴って発行されるキャッシュカードもしくはむさしのVISAカードが、延着または不着となった場合、利用者は、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等について、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (3) むさしのVISAカード暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社に直接、所定の書面により届出を行うものとします。
- (4) 第1項のうち、氏名に変更があった場合には、第12条所定の再発行手続きがとられるものとします。
- (5) 第1項のうち、利用者から決済口座の変更申出があった場合、第9条所定の機能分離の手続きがとられるものとします。

9. むさしのカード“SPEC”の機能分離

- (1) 利用者は、むさしのカード“SPEC”について次のことを行う場合には、当行取引店に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付します。当社は、当行から送付された書面が当社に到着した時に、利用者から当社に対する本項の申込または届出があったものとします。なお、この場合、むさしのカード“SPEC”を分離するか、むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能およびクレジットカード機能のいずれか一方の機能または双方の機能が利用できなくなります。①むさしのカード

“SPEC”のキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカードとむさしのVISAカードの発行を希望する場合。②むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能の利用を取り止め、むさしのVISAカードの発行を希望する場合。③むさしのカード“SPEC”のクレジットカード機能の利用を取り止め、キャッシュカードの発行を希望する場合。④むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の機能を取り止める場合。⑤むさしのカード“SPEC”の決済口座を変更する場合。⑥むさしのカード“SPEC”の決済口座を解約する場合。

- (2) 前項の場合、利用者は当該むさしのカード“SPEC”を当行取引店に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたはむさしのVISAカードが交付されるまでの間、利用者は、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能が利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (3) 第1項のうち、①、③、⑤については、当行が、承認した場合には、キャッシュカードを発行し、利用者の当行届出住所に送付します。
- (4) 第1項のうち①、②、⑤については、当社が審査のうえ、承認した場合には、むさしのVISAカードを発行するものとします。
- (5) 第1項のうち、⑥については、利用者が当社所定の方法により、新たにむさしのVISAカードの発行の申込をし、当社が審査のうえ、承認した場合には、むさしのVISAカードを発行するものとします。

10. むさしのカード“SPEC”の種別変更等

- (1) 利用者は、むさしのカード“SPEC”のクレジットカード機能のうち、むさしのVISAカード種別の変更を申込む場合は、当行取引店に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付します。当社は、当行から送付された書面が当社に到着した時に、利用者から当社に対し、むさしのVISAカード種別の変更の申込みがあったものとします。
- (2) 前項の場合、利用者は当該むさしのカード“SPEC”を当行取引店に提出するものとします。なお、利用者は、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能が利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (3) 当行および当社が、第1項に定めるむさしのカード“SPEC”の種別変更に応じるときは、当行および当社所定の手続きをした後に、新たに種別変更後のむさしのカード“SPEC”を発行するものとします。

11. クレジットカード機能の一時停止、会員資格の取消し等

- (1) 利用者が「本規定」もしくは「むさしのVISAカード会員規約」に違反し、もしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、クレジットカード機能の一時停止または会員資格を取消することができるものとします。
- (2) 当社がクレジットカード機能の一時停止または会員資格の取消しを行った場合、当行および当社はそれぞれの判断で、利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当該むさしのカード“SPEC”を自動機や加盟店等を通じて、回収することができるものとします。利用者は当行または当社から当該むさしのカード“SPEC”の返還の要求があった場合は、異議なくこれに応じるものとします。
- (3) 当社がクレジットカード機能の一時停止または会員資格の取消しを行った場合、当行は新たにキャッシュカードを発行し、利用者の当行届出住所に送付します。また、前項の場合、当行から、キャッシュカードが送付されるまでの間、利用者は当該むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責

任を負わないものとします。

12. むさしのカード“SPEC”の再発行

- (1) むさしのカード“SPEC”の再発行を申込み場合は、当行取引店に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付します。当社は、当行から送付された書面が当社に到着した時に、利用者から当社に対し、本項および「むさしのVISAカード会員規約」に定める届出があったものとします。
- (2) 前項の場合、紛失・盗難等を除き、当該むさしのカード“SPEC”を当行取引店に提出するものとします。なお、新たにむさしのカード“SPEC”が交付されるまでの間、利用者は、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。
- (3) 当行および当社が、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行および当社所定の手続きをした後に再発行します。
- (4) 第1項に定めるカードが再発行される場合、および第9条に定めるキャッシュカードまたはむさしのVISAカードが再発行される場合において、利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当行および当社所定の方法にて当該請求金額を支払うものとします。

13. 情報の共有等

- (1) 利用者は次の各号に定める情報について本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で2社の間で共有することで、利用者は予め同意するものとします。①利用者が2社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり第8条(第1項)に基づいて2社のいずれかに対して変更の届出があった場合には該当届出情報②第6条、第7条、第9条、第10条、第11条および第12条記載の事項③キャッシュカード規定、またはクレジットカード規約に違反した事実④その他、本カードの機能の全部または、一部の可否判断に関わる当該利用者の情報
- (2) 当行、当社は第1項により知り得た利用者の情報について、利用者のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。
- (3) 本カードの発行業務を委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、当行および当社が、または当社が再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし、記録される当該利用者に関する情報を預託します。

14. 本規定の適用

本規定に特設の定めがない場合は、むさしのカード“SPEC”のキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「カードローン取引規定」、「カードローン利用規定」、「カードローンキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「むさしのVISAカード会員規約」を適用するものとします。また、本規定と「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「カードローン取引規定」、「カードローン利用規定」、「カードローンキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」または「むさしのVISAカード会員規約」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

15. 本規定の改定

- (1) 当行、当社およびVISAは、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上